

秋田市木造住宅耐震改修等補助事業の補助金の受領で

代理受領制度が 利用できます。

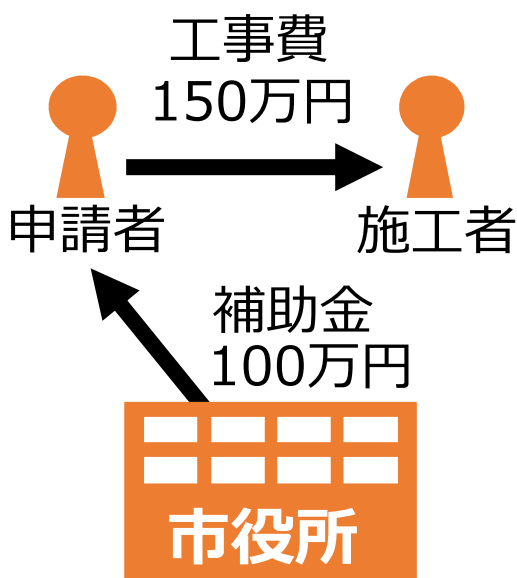
代理受領制度とは

補助制度を活用する申請者との契約により耐震改修工事を実施した者（工事施工者等）が、申請者からの委任を受けて補助金の受領を代理で行うことができる制度です。

なお、この制度を利用することで、申請者は工事費等から補助金を差し引いた額を用意すればよいことから、初期費用の負担を軽減できます。

【工事費が150万円、補助金が100万円の場合】

通常



代理受領制度

